

## 公益財団法人京都府公園公社役員等報酬規程

### ( 目的)

第1 条 この規程は、公益財団法人京都府公園公社( 以下「 公社」という。 ) 定款第1 4 条及び第3 0 条の規定に基づき、評議員、理事及び監事( 以下「 役員等」という。 ) に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

### ( 報酬及び手当)

第2 条 理事長及び常務理事には、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、別表に定める額とする。

3 理事長及び常務理事には、通勤手当を支給することができる。

4 前項に規定する通勤手当の支給額は、公社給与規程に準ずる。

5 報酬及び通勤手当の支給日は毎月1 6 日とし、通貨又は口座振込みの方法により支給する。

### ( 役員等の報酬)

第3 条 理事長及び常務理事を除く役員等が職務を行うときは、その従事した日数について報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、日額1 3 , 9 0 0 円とする。

### ( 報酬等の特例)

第4 条 前2 条の規定にかかわらず、地方公務員( 地方公務員法第2 条に規定する者であって、かつ常勤の者をいう。 ) が役員を兼ねる場合にあっては、報酬及び通勤手当は支給しない。

### ( 費用弁償)

第5 条 役員等が職務のため負担をした交通費等については、実費を弁償するものとする。

### ( 委任)

第6 条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成2 4 年6 月2 6 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成2 7 年7 月1 日から施行し、第1 条の改正については平成2 6 年6 月2 3 日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成2 8 年6 月2 1 日から施行する。